
平成 26 年度事業計画

平成 26 年 3 月 1 日

公益財団法人 京都健康管理研究会

公益財団法人京都健康管理研究会（以下、当財団とする）は、公益性を最重要とする事業目的に鑑み、難病、特に呼吸器系の難病を対象に、診療部はその管理・治療に、また、健康管理部も難病の早期発見を意識しての健康診断を進め、当財団一丸となって難病への対応に努めている。また、地域住民に加え、広く市民の病気の予防・健康増進、健康管理、社会福祉に貢献し、「健康の輪」を広げるべく、診療部・健康管理部の連携の下に、臨床研究センターを含め事業を展開している。

当財団は、行政庁（京都府）の認定の下、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人京都健康管理研究会として発足し、2 年が経過した。3 年目となる平成 26 年度も、当財団定款に掲げる「公益性を重んじ、難病を始め、結核性疾患・生活習慣病・職業病・その他の疾病の予防、早期発見に関する調査研究並びに治療を含む医療に関し必要な事業を行い、以って広く国民の健康保持、増進に寄与・貢献することを目的する」を達成するために各事業を積極的かつ誠実に展開していく。

我が国の立場や領土をめぐる外交問題、T P P 加盟、東日本大震災の復興の遅れ、原発再稼動の問題など国内外の課題は未だ多く、アベノミクスによる曙光が幾分感じられるようになってきたとは言え、経済的にも政治的にもまだまだ難しい局面にあることは否定し難い。特に、今年度開始とともに消費税が 8%に増税され、少子高齢化がますます進む中、日常生活の先行きの不安から社会的基盤が揺らぐ懸念も解消されそうにもない。

医療界もこれらの影響から無縁ではいられず、加えるに、医師・看護師不足、高齢者医療費をはじめとする医療費の増大、抛出負担金増による健保組合の存続問題など多くの課題を抱えている。当財団のような中小規模の医療機関は、このような経済的、社会的な情勢変化が診療および健康診断業務に対し、直接あるいは間接にどのような影響を及ぼすのか慎重に判断し、対応していくことは必要不可欠である。

以上の状況を踏まえ、公益財団法人の定款第4条に定める事業を遂行するために、平成26年度の事業計画も以下の基本方針に沿って策定する。

1. 難病、特に呼吸器系の難病（特定疾患）の診断・治療法などを調査・研究し、その

成果を日本のみならず世界へ向けて発信し、広く多くの人々に還元する。

2. これまで長期経過を診て来た難病患者の高齢化に加え、高齢者の健康管理に対する強い要望があることを基盤として、慢性疾患、高齢者への医療の有り様を診療現場から発信し、啓蒙していく。
 3. 健康診断においても、難病や生活習慣病の早期発見に努め、本財団が一体となりそれら疾患の診療を展開し、広く一般住民の健康増進に貢献していく。
 4. 公益財団法人として上記事業を積極的に遂行する。
- 上記を達成するために、次の事業を行う。

— 中央診療所 —

【診療部】

当財団診療部が行う呼吸器系の難病を中心に専門医が行う診断・治療は、定款に掲げる目的通り、国民の健康保持、増進に寄与するための当財団の公益事業の中心である。

特定疾患であるサルコイドーシスや特発性及び膠原病性間質性肺炎の診療では、京都府内ばかりではなく日本全国から本財団に診療、セカンドオピニオンのために訪れる患者は少なくなく、益々、呼吸器系難病診療の重要な拠点診療施設となっている。本財団の医師・医療スタッフが一体となり、呼吸器系難病の調査・研究に取り組み、その成果は多くの発表、講演、技術指導に活かされ、全国の同疾患で悩む多くの患者の診断・治療に貢献し、年間延べ約 20,000 人が当診療所で受診している。

平成 26 年度は、

1. 呼吸器系難病診療の充実を図り、膠原病、循環器疾患、神経筋疾患などその他の難病の診療への取り組みを進める。
2. 難病だけではなく、QOL に大きな影響を与える喘息や睡眠時無呼吸症候群、さらに生活習慣病の糖尿病、高血圧、脂質異常症（高脂血症）、痛風、脂肪肝などの慢性疾患の診療や高齢者の診療についても充実させる。
3. 上記の専門外来のみならず一般外来も充実させ、診療部受診者数年間 20,000 人を目標とする。
4. 健康診断後の精密検査を積極的に実施し、難病の早期発見はもとより、生活習慣に起因する疾患の早期発見にも取り組む。
5. 生活困窮者に対する診療費の減額、免除等の医療援助は、本年度も総受診者の 10% 以上、年間 2,000 人以上を目標とする。
6. 高齢者・中高年就業者・女性層などそれぞれに応じた総合診療的対応をして「病」の

みならず「人」を診る姿勢を強化する。

7. 薬剤の院外処方化を図るとともに、ジェネリック医薬品の活用を企図する。

【健康管理部】

当財団健康管理部は、定款に掲げる精神に則り、特に難病の兆候の抽出に努め、早期発見、早期治療を目標として広く一般市民の健康診断を実施する当財団の公益事業の大きな一翼を担っている。

胸部疾患だけでなく、本年度も京都市、宇治市などで行う学童・生徒の心臓健診さらに一般健診で得た心電図、約 20,000 人を対象に心電図を詳細に検討し、循環器系疾患の早期発見、早期治療に努める。このように、健康診断から診療が必要な集団を見出し、難病対策事業を積極的に展開する。また、公益事業を支えるために、収益事業として広く一般住民の健康増進に貢献すべく、一般事業所・職域等の健康診断も併せて積極的に実施する。

平成 26 年度、健康管理部として以下の事業目標に従い、公益・収益事業とも、積極的に事業を展開する。

1. 公益事業として、多くの市民健診や児童・生徒の心臓健診等を実施し、難病の早期発見・早期治療に努める。特に、専門医が健診結果の判定に当たるなど、本財団が一体となって難病診療を展開する。
2. 収益事業拡充のため、一般事業所・職域等の健康診断の内容を充実させ、受診者の新規獲得に努め、来所健診の増加、特に人間ドック受診者数を増すための方策を立案・実行し、受診者獲得を図る。これら収益事業の拡充により、本財団が行う公益事業に還元し、寄与する。
3. 健康診断年間受診者数約 85,000 人を確保する。
4. 健康診断業務の効率化を図り、職員一人一人のスキルの向上と、健康診断業務の質的向上、およびサービス向上に努める。
5. 産業医として各事業所で、職場の安全衛生管理・衛生教育・労働者の健康障害に対する対応等を行うと共に、事業主・衛生管理者に対する指導・助言を行い、さらに個人の健康相談にも応じる。また、メンタルヘルスケアの対応も考えていく。

— 臨床研究センター —

当財団臨床研究センターの事業は、全て当財団の公益事業の一環で、難病の早期発見・治療の調査・研究を行い、病気に対する理解と、健康増進意識の普及・拡大を図るため、平成 26 年度も以下の啓蒙活動を積極的に進める。

1. 難病に対し、以下のとおり啓蒙活動を継続する。
 - (1)「治療をめぐる交流会：薬物治療・在宅酸素療法・リハビリテーション・栄養管理」（平成26年4月20日開催予定）
 - (2)「サルコイドーシス・膠原病：患者・医療関係者交流会」（平成26年10月19日開催予定）上記の集会を一般公開で開催し、当該疾患への理解を広め、患者のQOLの維持、向上に貢献するための情報発信と研究成果の報告を兼ねて行う。
2. 「健康について」の、以下の普及・啓蒙活動を進める。
 - (1)「健康塾」（平成26年4月と平成26年9月に開催を予定）
上記集会を毎年2回、一般公開で開催し、医療をめぐる問題についての啓蒙、超高齢社会における心身の健康管理の問題や公衆衛生・栄養指導などの情報を発信し、広く一般住民の健康増進に密着した活動を進める。
3. 難病に関する専門的な知識・情報を地元の医師や医療従事者に還元し、日常の医療活動に生かしてもらうための勉強会を企画、開催する。その他、地域保健センターとの共同での啓蒙活動、患者会との共同啓蒙活動も積極的に行う。
4. 当財団で実施してきた学術研究を、原著論文として世界中に発信する。また、健康診断での早期発見を含めた診断、治療等の研究成果の学会発表を行う。更に、講演等で機会あるごとに上記成果を発表、公開し、医学界だけではなく広く一般にも難病の情報を提供し、難病に対する理解を得る事業を進める。
5. 当財団の医師を始めとする職員の対外的な学術発表を積極的に支援する。また、医療スタッフを始めとする職員の上記事業を進める上での、学術情報収集・技術習得等を支援する。

— その他の事業達成に必要な事項 —

先に掲げた当財団の平成26年度の事業を遂行、達成するため、また、当財団を円滑に運営するために以下の事項を進める。

1. 中央診療所が当地へ移転してから12年目になり、所内施設全体の経年劣化が目立ってきている。このことから、建物の内装、設備等の改修、更に施設全体の電気配線の点検・改修など、テナントビルオーナーと協議して随時進め、施設全体の保全を図り、受診者へのサービス向上並びに業務の効率化を進める。
2. 平成25年度には、超音波診断装置、デジタルX線画像撮影システム、X線CT装置など、診療用・検査用設備あるいは機器類について、更新あるいは新規導入を図ってきた。引き続き、本年度もより高度な診療・検査体制を維持・発展するために、機

器・設備の更新あるいは新設を計画的に行っていく。

3. 総合健診システム・診療会計管理システム（特にカルテの電子化とレセプトのオンライン請求に対応する）・一般会計システムを含む所内ネットワークについては、引き続き総合的かつ効率的なシステムの構築に努める。
4. 公益財団法人の 20 年会計基準に準拠した会計処理を行い、公益財団法人としての運営を遅滞無く進める。これらは事業報告並びに同決算報告を作成し、法人法第 22 条第 1 項の規定により期日までに行政庁（京都府）へ提出する。また、事業計画・事業予算についても同様とする。

以上